

男女共同参画の推進に関する施策の実施計画

●基本目標 I 男女が共に築く「あわら」

- 【令和5年度の達成度】 A=かなり進んでいる (男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた)
 B=ある程度は進んでいる (男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた)
 C=あまり進んでいない (男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった)
 D=全く進んでいない (事業を実施しなかった)

【達成度の根拠】 実施計画に対する実施状況の成果などを基に、できる限り客観的な数値を用いて具体的に記入してください。

○重点目標 1 家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
① 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し	1 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、SDGsの理念に基づき、ジェンダー平等の実現を図るため、地域、家庭、職場等における慣習やしきたりの見直し・改善を進める。	市民協働課		市民への男女共同参画意識の浸透を図るため、あわら男女共同参画のつどいを開催するなど、地域への啓発に努める。 ・男女共同参画のつどい 参加人数 200人以上 ・公民館9館で啓発物等の配布	・第20回あわら男女共同参画のつどい 開催日：12月10日(日) 場 所：中央公民館 参加人数：221人 ・男女共同参画推進パンフレット(県作成)を公民館9館で配布	A	つどいでは、式典のみでなく、啓発物の配布などの啓発活動にも力を入れた。アンケート結果では、回答者の83%が「つどい」に参加して、男女共同参画に関心や理解が深まったと回答した。	参加者が式典の最後まで参加してもらえるよう、今後も企画内容を検討する必要がある。
	2 子育て講座の開催、市民の自主的な活動や男女共同参画推進市民会議の活動等を通じて、家庭・地域での男女共同参画意識の浸透を図る。	子育て支援課 (子育て支援センター)		子育てに関する講座を実施する。地域住民へ広報・HP・SNS等で参加を呼びかけ、家庭・地域における子育てに関する男女共同参画意識の高揚に努める。 ・実施予定回数 10回以上	・日曜のパパ応援デーの実施回数：6回、参加者：113人 ・平日の子育て講座等の実施回数：14回、参加者：293人	B	年間父親利用数242人で、前年度より増加。パパ応援デー参加者のアンケートでは「また参加したい」という回答100%。	今後も子育て世代に合った内容で企画し、父親利用者の増加や男女共同参画の周知に努める。
		市民協働課		あわら市男女共同参画推進市民会議と連携し、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚を図る。 ・男性の料理教室の開催 ・共家事の推進	・出前教室開催 親子の料理教室(あわらパパクッキング～親子丼をつくろう!～ 開催日：10月22日(日) 場 所：あわら湯のまち公民館(親子5組11人参加)	A	アンケート結果では、100%が家事や育児に参画しようと思ったと回答したため。	今後も、出前教室を通して、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚や共家事推進を図る必要がある。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
② 市民的な広がりを持った啓発活動の展開	1 男女共同参画推進団体やグループの自主的な活動を支援する。	市民協働課		会員の増加を図るため、あわら市男女共同参画ネットワーク加盟団体の紹介や、ネットワークの各種事業の周知を図る。	ネットワーク広報紙「トライアングル」を3月に発行し、市内全戸配布を行うことにより、事業の周知を図る。	A	加入団体紹介を作成し、各団体の活動事業周知を図った。	各加入団体の活動紹介を継続して行い、会員の増加に努める。 また、加入団体の自主的な活動の支援に努める。
	2 市民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発活動を推進する。	市民協働課		福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市民への周知を行うとともに、年間を通して啓発活動を行う。 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・市内でポスター展、啓発物の配布 ・広報あわら6月号に「第2次あわら男女共同参画プランの基本的な考え方」を掲載 ・市ホームページ等での周知	・男女共同参画月間に合わせて市内でポスター展を開催 ・市男女共同参画推進員に啓発物を配付し、職域での啓発を依頼 ・広報あわら6月号に「パートナーシップ宣誓制度」についての記事を掲載	A	新たな試みとして、ポスター展を実施した。	今後も、男女共同参画月間について、市民を対象に広く啓発活動を推進していきたい。
		福祉課		男女共同参画推進月間、人権週間などに合わせ、市ホームページ、広報紙等により相談窓口の周知に努める。 〈毎月〉 ・人権相談所の開設 毎月2回 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・人権の花運動の実施 市内小学校（2校） 〈12月：人権週間〉 ・人権相談窓口の設置 〈年間〉人権教室の開催市内小学校（6校） 市内中学校（1校）	・人権教室及び人権の花運動 細呂木小学校、北潟小学校、金津東小学校 ・人権教室 芦原中学校 金津、伊井、本荘、芦原小学校 ・人権相談所の開設（毎月） ・人権相談窓口（12月人権週間）	B	人権教室は、市内小・中学校において対面により実施することができた。	相談所開設の周知に努め、継続的な支援を行うよう努める。 相談所開設場所に、人権に関するポスターや、相談日程の掲示を依頼する。
	3 男女共同参画社会づくりのための情報交換・協力等を進めるための市民の交流ネットワークを築く。	市民協働課		ふくい女性財団が6月に実施するふくいきらめきフェスティバルや講座等に参加し、参加者間の情報交換等に努めるとともに、他市男女共同参画ネットワークとの研修会等を実施することにより、交流ネットワークの充実に努める。 ・ふくいきらめきフェスティバルの参加 ・他市町男女共同参画ネットワークとの交流	・ふくいきらめきフェスティバル 開催日：6月24日（土） 場 所：福井県生活学習館 参加人数：10名 ・福井市男女共同参画ネットワークとの交流 開催日：10月11日（水） 場 所：aキューブ 参加人数：34名	A	各種研修に積極的に参加し、男女共同参画についての知識や様々な活動について理解を深めるとともに、伝達・報告により、参加できなかった他のメンバーとも情報を共有して、研鑽に努めたため。	今後も、各種研修に参加したり、女性財団や他市町のネットワークとの交流により、情報交換を行い、今後のあわら市男女共同参画ネットワークの活動に活かしていくことが重要である。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
③ 市の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進	1 市の機関等が発行する刊行物やホームページについては、性別にとらわれない表現に努める。	政策広報課 各課		市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとらわれない表現に努める	市が発行する各種刊行物、ホームページ、広報紙、SNS 等については、性別にとらわれない表現に努めた。	A	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	継続して性別にとらわれない表現に努めなければならない。
④ 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報の提供	1 男女共同参画社会づくりに関する各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を市広報紙やホームページ等により広く市民に提供する。	市民協働課		前年度（R5）の施策の取組み結果、本年度（R6）の実施計画及び実施状況、達成度等の進捗状況を分かりやすく公表する。 ・HPへの掲載	令和4年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめ及び令和5年度の実施計画をホームページで公表	A	6月の男女共同参画月間に合わせて、ホームページ及び広報紙で広く周知できたため。	今後も、あわら市男女共同参画に関する施策及び計画について、分かりやすくまとめ公表する必要がある。

【達成度】

A = かなり進んでいる・・・男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた

B = ある程度は進んでいる・・・男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた

C = あまり進んでいない・・・男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった

D = 全く進んでいない・・・事業を実施しなかった

なお、事業を終了した場合はその旨記入「事業終了」

○重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 市の各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、令和6年度(2024年度)末までの早い時期に30%とする。	市民協働課 各課		各種審議会において、男女比を考慮し、委員の登用を検討する。特に、女性登用数が0の委員会については、積極的に女性を登用するよう努める。 ・女性登用率 35%以上(令和6年度) (令和7年度 35%)	・女性登用率 30.2%(R6.4.1) 32.3%(R5.1.1) 30.7%(R4.1.1) 28.6%(R3.1.1) 31.4%(R2.1.1) 30.6%(H31.1.1) 29.7%(H30.1.1)	B	数値目標達成には至らなかった。女性委員がゼロの審議会が、引き続きゼロであった。	男性女性の割合が半々になるよう啓発していきたい。
	2 審議会等への女性委員の登用状況を調査しその結果を公表する。	市民協働課		審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その調査結果をホームページ等でわかりやすく公表するよう努める。	審議会等への女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表した。	B	毎年女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表している。	今後も、ホームページ等で分かりやすく公表する必要がある。
	3 女性職員の活躍を支援するため、研修の機会の拡大を図り、庁内プロジェクト等への女性職員の参画を進める。	総務課		福井県自治研修所が実施するパワーアップ研修などを通じ女性のスキルアップを図るとともに、庁内プロジェクトでの男女の均衡が図られるよう努める。	・キャリアアップを図るためパワーアップ研修への積極的な参加を促した。(31人が参加) ・新規採用職員をサポートするためのメンター制度においては、メンター(教育係)に17人中6人の女性職員を登用した。また、相談回数は、昨年度22件(対象者:11人)に対し、今年度は34件(対象者:17人)となった。	B	・パワーアップ研修参加者9人増(R4年度22人) ・メンター女性職員の登用率35.3%(6人/17人)(R4年度45.5%(5人/11人)) ・一人当たりの相談回数は、昨年度と同等である。	引続き、研修への参加を促していく必要がある。
		政策広報課		SNS運営チームなどの庁内プロジェクトへの女性職員の登用に努める。	女性職員の登用率 ・SNS運営チーム 58%(7人/12人) ・情報発信推進チーム 50%(4人/8人) ・ゼロカーボンシティチーム 22%(2人/9人) ・人口減少対策チーム 62%(5人/8人)	A	・女性職員の登用率48%(18人/37人) ・新たに実施した庁内プロジェクトについて共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	引き続き女性職員登用に努める必要がある。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
② 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進	1 女性の登用について、企業や民間団体の理解を求めるとともに、事業者等が行う自主的な積極的改善措置を支援する。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ、LINE等を活用し、ポジティブ・アクション等についての情報を周知し、女性の登用促進についての理解が図られるよう努める。	・女性の活躍推進に関する関係機関が作成したパンフレットの配架による啓発・周知件数 4件	B	市メールサービスや広報、チラシの設置をすることで計画どおり周知や理解ができる取り組みができたため。	引き続き女性の登用促進についての理解が図れるよう啓発が必要である。
	2 農林漁業における固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、性別に関わりなく対等なパートナーとして経営に参画していくための啓発を行う。	農林水産課		家族経営協定の締結などにより農業経営への女性の積極的な経営参加を呼びかける。 ・農業者が参加する会議等での家族経営協定啓発パンフレットの配布 1回以上	・パンフレット配布回収 0回 ・家族経営協定の締結数 1件	B	パンフレットの配布はできなかったものの、家族経営協定の締結に至った家族があった。	継続した呼びかけを行っていく。
③ 地域の方針決定過程への女性の参画の促進	1 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけるとともに、各団体や町内会において地域の女性がリーダーか役員に着くよう促す。	市民協働課		福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市内企業等に啓発リーフレットを配布する。 また、あわら市男女共同参画ネットワーク及びあわら市男女共同参画推進市民会議を通じて、市内の関係団体に各種研修やセミナーを紹介することにより男女共同参画に関する学習機会の提供に努める。 ・啓発リーフレット等の配付 ・地域活動における男女共同参画についての啓発ポスターを庁舎内に掲示する	・男女共同参画に関するポスター掲示 実施日：6月1日(木)～6月30日(金) 場所：あわら市役所1階 贅沢スペース ・各区長へ男女共同参画リーフレットの配付 ・男女共同参画ネットワーク及び市民会議を通じて、各種研修やセミナーの紹介を行うとともに、市民協働課窓口各種セミナー案内チラシを設置した。	A	男女共同参画月間に合わせ、庁内での啓発に留まらず、各区長へ啓発物を配付するなどして、広く啓発を行った。	今後も、庁内での周知、各団体への各種研修やセミナー等の紹介を通して、男女共同参画に関する学習の機会を提供する。

○重点目標 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
① 学校教育等における男女平等教育の推進	1 男女平等の視点に立った、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育を促進する。	教育総務課		<p>児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動、特別活動においては、固定的な性別役割分担を行わないよう努める。</p> <p>小学校では、道徳科の学習や家庭科の学習等を通じて、男女の特性を考えたうえで助け合いながら家庭の仕事を協力することや、人種や社会的身分による差別はしないことを指導する。また、LGBTQに対する理解教育も進めていく。</p> <p>中学校では、道徳や特別活動の授業の中で、正しい異性の理解や人格の尊重について指導するなど、男女平等の視点に立った教育を行う。</p>	<p>児童名簿、出席簿は男女混合で基本としている。学校行事や児童会、生徒会活動において、性別にこだわらず児童生徒が希望する委員会や役割につくようにしている。</p> <p>また、家庭科の学習では男女の区別なく、それぞれの家庭で自分は何ができるかを考え、実践することの大切さを指導している。</p> <p>また、LGBTQに対する知識、理解を広げるようにしている。</p>	A	各学校において、男女共同参画の視点で教育活動に取り組んでいる。	今後も継続的に取り組むことが重要である。
	2 こども園においては、性別にとらわれない遊びや経験を通して、思いやりの心を育て男女平等意識の基礎づくりを行う。	子育て支援課 (こども園)		<p>保育教諭が園児のモデルとなる言葉がけに努め、性別にとらわれず遊びの中で、思いやりのある心の育成、一人一人の個性を尊重した関わりや環境構成をし、男女平等意識の基礎づくりに努めていく。</p>	<p>ままごと遊びや当番活動を通して、男女の区別なく家庭における役割分担を行う体験をしている。</p> <p>また、遊びや好みなど、自分らしさを大切にできるよう言葉がけをし活動している。</p>	A	男女共同参画の視点を持ち、子どもたちに男女平等の意識付けや体験ができた。	今後も継続的に取り組むことで意識の基礎づくりに努めていく必要がある。
	3 学校運営やPTA活動等においても性別にとらわれないように留意し、男女平等の意識を高める。	教育総務課		<p>校務分掌、PTA役員や家庭地域学校協議会委員の選出の際に、男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担にとらわれないよう留意する。</p>	<p>市「PTA連合会」の女性委員や役員の割合は30.5%であった。</p>	B	各学校の代表からなるPTA連合会の女性の割合が、令和4年度は、33.3%であったが、今年度30.5%であった。	今後も継続的に取り組むことが重要である。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
② 男女共同参画の 視点に立った養育 と生涯学習の推進	1 子どもの人格形成におい て、家庭生活の役割は重要な ため、固定的な性別役割分担 意識にとらわれない養育、学 習機会の提供や啓発活動を行 う。	子育て支援課 (こども園)		こども園で3歳児～5歳児の保護者を対象 とした半日保育士体験を実施し、家族での 子育てや養育の理解・積極的参加・協力の 大切さを啓発していく。 ・参加希望の保護者のみ実施	5歳児の保護者に半日保育 体験を実施し、園での様子や関 り方を感じてもらった。 (各園にて～5歳児保護者半日 保育体験実施)	A	保護者ニーズに合 わせ保育体験を実 施し家庭で協力し て子育てをする啓 発ができた。	保育体験や行事 参加等を含め保 護者が子育てに ついて理解を深 める方法を考え る。
	2 生涯学習事業の推進にあ たり、関係機関との連携により、 男女共同参画の視点に立った 講座、講演会の充実を図る。	文化学習課		市民大学講座（今年度は13回開催予定） において、男女が多様な生き方を選択でき るよう、男女共同参画の視点に立った講座 の充実を図る。また、男性の参加が増える よう広報に努める。 ・男女共同参画をテーマとした講座開設 (その他：健康、歴史、文学、コミュニケ ーション、防災、工作（小学生対象）、趣 味嗜好の講座も開設している) 〈市民大学講座〉 ・参加人数 延べ120人以上 (内)男性参加率 50%	・男女共同参画をテーマとした 講座開設 テーマ：『大人のコミュニケ ーション講座』 開 催 日：8月23日(水) 参加者数：16人(男4、女12) 〈市民大学講座〉 参加人数 延べ 174人 (内)男性参加率 45.9% ※R6. 4月現在	B	参加人数の目標を 達成するとともに、 男性参加率(参加者 の男女比)も概ね 50%とすることが できた。	男性も参加しや すい講座や、性別 を問わないテー マの講座につい ての開講を検討 したい。また、広 報についても、幅 広く周知できる ような展開を努 めたい。

●基本目標 II 男女が共に活躍できる「あわら」

○重点目標 4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	1 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の普及・啓発に努めるとともに、市民に対し各法の趣旨や内容の周知を図る。	商工労働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ、LINE等を活用し、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、改正女性活躍推進法及び改正育児・介護休業法についての周知を図り、定着促進・普及啓発に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が作成したパンフレットによる周知 4件 市メールサービスによる周知 1件 	B	市メールサービスや広報、チラシの設置で引き続き情報の周知をおおむね取り組むことができたため。	今後も引き続き、関係機関と協力し、制度の普及啓発に努める。
	2 市内業者において、女性の登用、子育て・介護支援、就労時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の取組み等を広く紹介する。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、女性の登用、子育て・介護支援、労働時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の周知に努める。 <ul style="list-style-type: none"> 企業訪問の実施（2事業所）【市民協働課】 	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問の実施【市民協働課】 ① 実施日：10月18日（水） 企業：株式会社 SHINDO 市HP・広報あわら12月号に掲載 参加者数：4名 ② 実施日：11月16日（木） 企業：株式会社ドラフト 市HP・広報あわら2月号に掲載（予定） 参加者数：4名 関係機関が作成したパンフレット等による周知件数 4件 	B	昨年度同様2社に対して企業訪問を行ったため。	今後も、分かりやすく広報紙等で情報提供していく必要がある。
	3 職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止について周知・啓発に努める。	市民協働課		市ホームページ等を活用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の周知徹底に努める。 <ul style="list-style-type: none"> HPによる相談窓口の案内 リーフレットの設置 	市ホームページに相談窓口の案内を掲載し、庁内掲示板にポスターを掲示した。また、市民協働課窓口にてリーフレットを設置した。	B	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	今後も、分かりやすい情報提供に努める。
② 母性保護対策の推進	1 労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めるとともに、関係機関と連携のうえ、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	子育て支援課 (こども家庭センターこあらっこ)		母子手帳発行時に、全ての妊婦に対して、パンフレット等を配付し母性保護に関する法律の周知や理解の促進に努める。	全ての対象者に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法など母性保護に関するパンフレット等を配布した。	A	計画どおり周知や理解ができる取り組みができたため。	今後も、対象者への周知に努める。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
③ 女性の能力開発 促進のための支援	1 関係機関と連携し就業や技能取得に必要な講座を開催する。	総務課 市民協働課		福井県自治研修所などの関係機関が実施する各種研修会への参加を通じて、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。	福井県自治研修所が開催するキャリア研修及びビジネススキルアップ研修への参加。 ・参加者人数 31人 (令和4年度 22人)	B	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	今後は職員の自発的な参加を促していく必要がある。
	2 市役所においては、女性の登用や職域の拡大を図るため一人ひとりの能力向上と意識改革を推進する。	総務課 市民協働課		職員を対象とした男女共同参画に係る研修会等を開催し、意識改革を図る。 令和6年7月2日(火) 「女性視点の防災対策について」 1月に発生した、能登半島地震を踏まえ、災害時における女性が安全安心に過ごすための対策や避難所における女性への配慮を改めて考え、行政職員として、様々な状況あるいは多様な市民のニーズに対応して行動できるようにすることを目的としている。 年1回実施予定	人権に関する職員研修会「普通って何ですか？性の多様性が当たり前な世の中へ」を実施。 ・参加人数：163人 (令和5年度：123人)	A	男女共同参画はもとより、人権尊重の観点より、同性パートナーシップ制度に対する知識を習得し、性的マイノリティへの理解を深めるとともに、多様性社会の実現に向けた意識の向上が図れたため。	今後も研修内容を充実し、意識改革の推進に努める。

○重点目標 5 女性の起業等に対する支援

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
① 女性のエンパ ワーメントの促 進	1 女性のエンパワーメントを 促進するため、経営管理能力 向上のための研修会や租税研 修会等を開催する。	農林水産課		園芸カレッジ受講生に対して、新規就 農者への補助事業等の案内を行うこと で、市内での新規就農の勧奨を行う。 ・園芸カレッジ生への就農の勧奨 1回以上	園芸カレッジ生への就農の勧奨 4回	A	園芸カレッジの女性 の就農希望者に対し て、市内での就農の 勧奨を行った。	引き続き経営継続 性を考慮した勧奨 が必要となる。
		商工労働課		県等が主催する研修会等の周知を図 るとともに、積極的な女性の参加を促し エンパワーメントの促進に努める。 ・LINE等による企業への周知件数 4回以上	・ふくい女性活躍支援センター等 の関係機関が主催するセミナー について、情報周知を図る。 2件	B	市のメールサービス や広報を通じて周知 を図ることができ た。	LINE、広報、ホー ムページ等、様々 な媒体を用いて周 知し、積極的な女 性の参加を促す必 要がある。
	2 男女共同参画の視点を踏ま えたキャリア教育など、生涯 学習・能力開発を推進する。	市民協働課		福井県生活学習館が主催するセミナ ー等の周知を図るとともに、積極的な女 性の参加を促しエンパワーメントの促 進に努める。 また、男女共同参画ネットワークによ る市議会傍聴及び県議会傍聴等を実施 することにより、女性の県政・市政に対 する関心を高める。 ・市議会・県議会傍聴人数 延べ10人以上	・男女共同参画ネットワークや市 民会議を通じてセミナー等の関 係情報の提供に努めた。 ・市議会傍聴人数 9月7日(水) 4人 ・県議会傍聴 中止 2月21日(水) 6人	A	市議会・県議会傍聴 延べ人数：10人 (令和4年度：延べ 8人) 昨年度中止になっ た、県議会傍聴を 実施できたため。	引き続き、講座や セミナー等の周知 を図るとともに、 積極的な女性の参 加を促していく必 要がある。また、 今後もネットワー クへは、市・県議 会傍聴の参加を促 し関心を高める必 要がある。
② 女性の起業活 動への支援と情 報提供	1 女性の起業活動への支援	商工労働課		女性起業者の実体験や起業に関する 実情についてのアンケート結果をパネ ル展示することにより、女性の起業活動 を啓発・促進する。	・女性起業者の補助金申請件数 2件(2件とも採択) ・創業パネル展で女性起業家の事 例紹介ブースを設置 2月22日～3月21日	A	補助金を活用し、2 名の女性が創業し た。	引き続き女性の起 業に関する支援体 制の充実を図って いく。
③ 関連団体が行 う主体的な経済 活動等への支援 と情報提供	1 関連団体が行う主体的な取 り組みや相互の連携等を支援 するとともに、情報提供を行 う。	農林水産課		県や企業等が開催する、商品開発や商 談などに関するイベント等の周知を図 るとともに、特産品・商品開発に関する 取り組みへの支援に努める。 ・支援団体数 1団体以上	・支援団体数 1団体 (女将の会)	A	マスコミを通じて周 知を図った。	引き続きイベント 等の周知を図って いく必要がある。

○重点目標 6 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
① 家庭・地域生活への男女共同参画の促進	1 家事・育児・介護等は、男女が共同して行うという意識の啓発に努めるとともに、男女が共に参加できる教室等を開催する。	子育て支援課 (子育て支援センター)		父親が育児参加しやすい事業を行い、地域住民へ、HP・SNS等で積極的な参加を呼びかける。 ・パパ応援デー(日曜開催6回) ・土曜開放デー(土曜開催6回) ・子育て講座(10回以上)	・パパ応援デー父親来所数42人 ・土曜開放デー父親来所数60人 うち、父親単独来所数20人 ・子育て講座開催14回	B	年間父親利用数242人。(全体4.8%)パパ応援デーのアンケートでは「また参加したい」という回答100%。	今後も父親が参加しやすい教室等を開催し、積極的に家事・育児へ参加できるよう周知に努める。
		子育て支援課 (こども家庭センターこあらっこ)		父親が参加しやすいようママパパ教室を日曜(年3回)に開催し、父親が積極的に家事・育児に関わりを持てるよう意識の浸透を図る。 ・対象者に対する啓発物の配付、講義や沐浴体験等の開催 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率(父親数/世帯数)100%	・対象者に対する啓発物の配付 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率94.1%	A	実施計画で掲げた参加率以上に、父親の参加があった。啓発物の配布を実施し、意識醸成に努めた。	今後も男女共同参画意識の浸透に努める。
	2 職場や地域への啓発を進め意識改革を促す。	市民協働課		市内7小学校・2中学校・高校や市民を対象に男共同参画に関する「感謝状」「図画」作品を募り、男女共同参画についての啓発に努める。感謝状の応募を増やすため、学校等の関係機関の協力を得られるよう働きかける。 また、優秀作品については、冊子の作成と配布、市内公共施設での展示、ネットワーク機関紙及びHPでの掲載をすることにより、地域における男女共同参画意識の浸透に努める。 <作品募集数> 感謝状200点以上、図画70点以上 <作品展示> ・市内公民館2ヶ所	・作品募集数 感謝状作品応募数176点(令和4年度:492点) 図画作品応募数62点(令和4年度:81点) ・優秀作品の展示 中央公民館:12/11~12/25 湯のまち公民館:1/15~1/26 ・ホームページで掲載 ・トライアングルで掲載 ・感謝状作品集の作成	C	作品の募集については、目標点数を達成できなかったが、県作成のパンフレットを作品募集の時期に生徒・児童に配布し、男女共同参画についての知識を深めてもらうよう努めた。	今後も市内各学校等に、「感謝状」「図画」作品の募集を通して、男女共同参画についての啓発及び意識の浸透に努める。
3 男性の職場中心の意識や地域における役割の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランス実現のための施策の推進を図る。	文化学習課 (各公民館)		公民館で実施する市民対象の各種講座において、男性が参加しやすい講座内容の充実を図る。 また、受講者のニーズに沿った講座内容となるよう他市町が先進的に実施している講座も参考しながら実施に向けて取り組むこととする。	・中央公民館 福井の偉人講座①~③(参加者28人中、男性11人) ・本荘公民館 あんどんづくり(参加者21人中、男性10人) ・北潟公民館 ふる里北潟の歴史(参加者17人中、男性13人)	B	男性が参加しやすい講座を実施した。	今後も、男性が参加できる講座の充実を図るとともに既存の講座についても電子申増も可能であることを周知することで参加者増に努める。	

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 劔岳公民館 ふるさと劔岳の歴史 縄文時代～江戸時代までの歴史 (参加者 34人 男性 22人) ・ そば打ち (参加者 19人 男性 8人) ・ 細呂木公民館 心を込めて花束を (参加者 8人中 男性 8人) 			
② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1 延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや働きながら安心して産み育てられる環境を整備するとともに、同施策の周知徹底を図る。	子育て支援課		延長保育、病児・病後児保育、放課後子どもクラブ等の多様な子育てサービスを実施し、働きながら子育てしやすい環境を作る。また、同制度の周知徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、子育てアプリ、チラシ配布により周知 	B	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	多様なサービスの周知を詳細に周知する必要がある。
	2 子育てに関する相談窓口の設置や情報提供の一元化を図るとともに、地域における子育てや父親の積極的な育児参加の支援を行う。	子育て支援課		妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談支援を一体的に行うため、「こども家庭センター」が設置された。妊娠から出産、子育てに至るまで、気軽に相談できるワンストップ窓口を作り、子育て支援センターや各こども園等と連携を取り、地域における子育て相談等の充実に努める。 また、父親も育児参加ができるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問型相談 92件 ・ 電話相談 405件 ・ 子育て世代包括支援センターとの連携で、保育カウンセラー巡回相談、発達相談、離乳食相談会を広く周知 	B	相談窓口の周知を強化し、相談件数が増加したため。市民だけではなく、関係機関との連携、情報共有の機会が増えている。	専門機関との連携で、今後も多種多様な相談支援に努めていく。
③ 仕事と家庭の両立支援のための職場環境の整備	1 事業所に対し長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりを推進する。	商工労働課 市民協働課		事業者に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ、LINE等を活用し、長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりに関する情報提供等に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所内ポスター掲示 3回 ・ 市役所内チラシ等設置 3回 	A	ポスター掲示やチラシの設置により周知に努めた。	市役所以外の施設に周知を依頼し、引き続き、年次有給休暇等各種休暇制度等についての情報提供に努める。

●基本目標 III 男女が共に安心して暮らせる「あわら」

○重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6 年度)	実施状況 (R5 年度)	達成度 (R5 年度)	達成度の根拠 (R5 年度)	課 題 (R5 年度)
① 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり	1 幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、ドメスティック・バイオレンス、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、いじめ、虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発を行う。	子育て支援課 (こども園)		保育教諭等に係る園内研修や職員会を通し、人権に関する理解や知識の習得に努める。職員間で子どもに対しての言葉や態度に関して定期的に注意喚起をしていく。また、子どもには言葉で気持ちを伝える大切さを指導し、幼児期からの暴力根絶に向けた教育・啓発に努める。	園内研修や職員会を通し、職員同士の関係性は勿論、子どもの人権について、例（ニュースや時事問題など）を取り上げ考える機会をもった。人権チェックシートで各自チェックし、普段の保育を見つめ、人権について意識づけや注意喚起を行った。	B	計画どおりこども園などで教育や啓発ができたため。	今後も日常から職員が人権を意識した保育ができるよう質の向上に努める。
		市民協働課		毎年 11 月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、市内企業等に啓発リーフレットを配布し、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発に努める。 ・啓発リーフレット等の配付 ・ポスター掲示	・啓発物（リーフレット（各 3 枚）・ポスター（各 1 枚）・カード（3 種類各 3 枚）・シール（2 種類各 2 枚））を男女共同参画推進市民会議推進委員に配付し、職域での啓発に努めてもらうよう依頼 ・市民協働課窓口に啓発リーフレットを設置 ・庁内にポスター掲示	B	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	今後も、市民に対し、広く啓発していく必要がある。
	2 関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止のための講習会を開催する。	福祉課		関係機関と連携のうえ、DV研修等や講演会への積極的な参加を促し、DV等に係る知識の習得に努めるほか、関係機関が実施する福祉懇談会等と連携することにより、地域における実態把握・情報の共有化に努める。 ・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等を随時実施	・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等実施、県主催の研修会への参加促進 実施回数 0 回 ・福祉懇談会 (東部地区・西部地区)計 2 日実施	B	定例会での研修実施や研修会への参加促進はできなかったが、福祉懇談会と連携しての情報の共有化は実践できたため。	研修講師の確保が困難。関係機関主催の研修への参加促進に向けた取組が必要。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
② 被害者に対する 相談、支援体制の充 実	1 市民に対し相談窓口の周知を 図るとともに、被害女性が相談 しやすい環境の整備を図る。	市民協働課 子育て支援課 健康長寿課 福祉課		関係機関と連携のうえ、市民に対して 相談窓口の周知を図るとともに、相談し やすい対応に努め、相談によっては個室 で相談員が対応するよう努める。	相談件数 ・健康長寿課：5件（面談件数） （令和4年度：2件） ・市民協働課：1件（電話件数） （令和4年度：0件）	A	日頃から庁舎内関 係課との情報共有や 公的機関（警察、消 防、健康福祉センタ ー等）、社会福祉協議 会、法テラス等の関 係機関との連携やネ ットワーク会議等を 通じて協力体制を構 築している。	小さな被害等の 早期発見及び早期 対応を行う上で、関 係機関との協議や 対応方法の検討等、 引き続き、相談支援 体制の充実を図る とともに、アウトリ ーチを積極的に行 う。
	2 関係機関との適切な連携に より、被害女性に対し効果的な 支援を行う。	市民協働課		女性支援センターをはじめとする関 係機関との連携により、DV研修会に参 加し知識の習得や情報を得て適切な支 援に努める。 ・DV研修会等への参加回数 3回以上	DV研修会等への参加回数4回 ・10月24日（火） 『配偶者からの暴力に関する「初 任者研修会」』 ・2月28日（水） 『性犯罪被害者等支援体制整備促 進事業』 ・11月14日（火） 『DV こども虐待と健康被害』 ・12月1日（金） 『「DV 加害者」を理解する —被害が加害に転じるメカニズム —』	A	研修により情報収集 や知識の向上が図れ た。	今後も継続して研 修会で知識の習得 や情報を得て、DV 被害者の支援体制 の充実を図る。
		福祉課 健康長寿課		関係機関や既存の虐待防止ネットワ ーク等と連携のうえ、被害女性に対す ての効果的な支援に努める。 ・関係機関連絡会の開催	・関係機関連絡会（高齢者及び障 害者虐待防止ネットワーク会議） を书面開催にて実施した。令和5 年度の取組について、虐待対応の 状況や、今後のあわら市社会福祉 協議会との共同設置である中核機 関との連携による成年後見制度活 用の推進について報告した。（健康 長寿課） ・関係機関連絡会（障がい者総合 支援協議会権利擁護部会）の開催 4回（福祉課）	B	ネットワーク会議を 開催することは、虐 待防止関係機関との 顔の見える連携や関 係構築を増すことに 繋がっていくと考え ているが、令和5年 度は、书面開催とな ったため。	今後も虐待事案へ の早期対応ははじ め、ネットワーク会 議以外にも包括内 にて事案会議（お助 け会議等）の協議体 制が重要であるた め、継続して積極的 に関係機関との連 携を図っていく。

○重点目標 8 男女が共に思いやる健康づくり

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拓	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	1 男女の生涯にわたる健康づくりを進めるため健康診査体制の充実、食生活の改善、予防対策に関する正しい知識・情報の提供を行う。	健康長寿課 市民課		保健センターや各公民館での集団健診や県内指定医療機関での個別健診を実施し、男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備する。 また、健診会場での食生活改善指導や地域や食育スタジオでの健康づくり事業を実施し食生活の改善に努める。 ・食に関する健康づくり実施日数 30回以上	・集団健診実施回数 23回/年 男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備し、実施した。 ・食に関する健康づくり実施日数 24回 コロナが5類に移行し、健康づくり事業の実施回数を増やした。	B	目標達成率 80%	今後も男女ともに参加しやすい事業の実施や啓発を行う。
		健康長寿課		健康づくり運動推進事業では、男女が共に参加しやすい内容へと充実するよう、健康づくりサポーター向けに教室メニュー表を提案する。また、サポーターを中心に地区の課題に応じた家族ぐるみで健康づくりに取り組めるよう支援する。 ・活動回数 150回/年以上	・活動回数 74回/年 活動回数は昨年と比べてやや減少したが、延べ参加者数はほぼ同数であり、男性の参加者は増加した。	B	地域の要望に応じた教室メニューの提案により、男性の参加者数を増やすことができた。	今後もそれぞれの区の特徴に合った健康づくりに取り組めるよう、サポートしていく必要がある。
	2 女性の乳ガン、骨粗鬆症、子宮ガンなどの予防対策や検診を実施するとともに、男性の前立腺ガンなどの早期発見を促すための意識啓発を図る。	健康長寿課		女性の乳がん・子宮頸がん検診は、保健センター等での集団検診や県内指定医療機関での個別検診を実施し、個別に受診勧奨を行う。 女性のがん受診勧奨のため、年代を絞り無料クーポンを発行する。骨粗鬆症検診や男性の前立腺がん検診を市民健診の集体会場で実施する。 ・40歳以上の5大がん受診率 45%以上 (乳がん・子宮頸がん・胃がん・肺がん・大腸がん)	・40歳以上の5大がん受診率 38.0% がん検診受診券と特定健診受診券を同封し、受診の利便性を図った。また、未受診者へ封筒及びハガキ通知での勧奨を実施した。	B	目標達成率 84.4%	5つのがんすべてを同じ日に受けられる日程や休日の検診日を増やすなど、個人のライフスタイルに合った検診体制を検討していく必要がある。
3 妊娠から出産後までの健康診査、保健指導等の母子健康サービスの充実を図る。	子育て支援課 (こども家庭センターこあらっこ)		医療機関での妊産婦健診及び乳児健診や、保健センター等での乳児教室及び幼児健康診を実施する。 また、こども家庭センターや関係機関等と連携し、乳幼児及び妊産婦への家庭訪問や個別の育児相談等を行い、母子健康サービスの充実に努める。 ・幼児健康診査受診率 98%以上	・幼児健康診査受診率 99.5% (12月末現在)	A	受診率も高く、未受診者にも個別にフォローした。	今後も母子保健サービスの充実に努める。	

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	1 学校教育において、男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようにするため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	教育総務課		小・中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけている。 小学校では高学年で思春期における心と体の成長を自覚すること、中学校では1年の保健体育の授業や各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。	小中学校では、発達段階に応じた教育を実施している。 保健体育では身体的な特性、道徳では健全な異性観について男女の相互理解について学習している。	A	学級活動や道徳・保健体育の授業の中で実施した。	多様な教材等を使用し、継続的に実施していくことが重要である。
③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	1 正しい知識でエイズを含む性感染症等の感染を予防するとともに、患者や感染者に対し理解を持つように啓発を行う。	教育総務課		〈小学校〉 5、6年生の保健体育において「病原体や環境、抵抗力、生活行動」について学習する。 〈中学校〉 中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけ、中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。	【小学校】 保健体育の授業を通して感染症の知識や予防について学び、患者や感染者を理解し差別や偏見のない態度を育てる。 【中学校】 保健体育の時間に HIV や感染症について正しい知識を学習している。	A	保健体育の授業の中で実施している。	今後も児童生徒向けの教材を使用し、分かりやすく伝えていくことが重要である。

○重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
① 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実	1 男女が共に担う介護への学習機会や情報を提供し、参画意識の高揚を図る。	健康長寿課		生活・介護支援サポーターを養成するとともに、家族介護者交流事業を実施し、男女が担う介護への学習機会の提供に努める。 ・生活・介護支援サポーター養成講座の開催（あわらふくし塾）	・生活・介護サポーター養成講座（あわらふくし塾）の開催 開催時期：令和6年1月20日 令和6年1月28日 令和6年2月4日 令和6年2月10日 計18時間 参加者数：93人	A	湯の町公民館での会場開催とオンライン開催で93人（延べ326人）の参加があった。	参加している年代が高齢化してきているため、幅広い年代への参加を促すための広報の仕方や内容について検討が必要である。
				地域ケア会議等の開催により、介護に関する男女共同参画意識の啓発に努める。 ・地域ケア会議 ・健幸セミナー	・市民公開講座健幸セミナーの開催 開催：令和5年12月2日（土） 参加者：30名	A	市民公開講座健幸セミナーの開催を令和5年12月に実施。参加者30名。認知症になる前に準備しておくことの講義とエンディングノートの書き方の講義を実施。	1人暮らし高齢者や老々介護の増加に伴い、ニーズに合わせたセミナーの内容を検討する必要がある。
② 高齢者の社会参加の促進と就業環境の整備	1 老人センター等を利用した地域交流活動、老人クラブ活動、ボランティア活動への支援を行う。	健康長寿課		男女が共に参加する地域交流活動やボランティア活動の支援に努める。 ・介護サポーター登録者数 29人 ・活動、訪問件数 400回	(1) 生活・介護サポーター登録者数 29人 R6年3月末時点 (2) 実利用者数 17名 (3) 利用者宅訪問件数 401回	A	個人宅への訪問活動実施し、高齢者の地域交流、閉じこもり予防につながっている。	サポーターの男女比率に大きな偏りがある。男性サポーターが増えるように周知、啓発方法を検討する必要がある。
	2 シルバー人材センターの機能充実と高齢者の就業環境の整備を図る。	商工労働課		シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就業機会の充実に努める。	・運営に対する補助金を支給 ・市広報へのシルバーだより等の折り込みによる活動周知件数 4件 ・公益社団法人福井県シルバー人材センター連合主催の事業説明会を市内で開催 2回	A	継続して事業説明会を開催することで、会員の獲得に努めた。	労働人口の減少に伴う定年延長等の影響を受け、会員と仕事を獲得する方法を模索する必要がある。
② ひとり親家庭に対する施策の推進	1 ひとり親家庭が安心して暮らせる自立支援策を推進する。	子育て支援課		ひとり親に必要なサービスの紹介や給付を行い、関係機関と連携し自立支援に努める。 ・母子父子自立支援員の研修参加回数 年3回以上	・関係機関による研修回数4回	A	研修会で制度に関する知識を習得し、実務に生かすことができた。	引き続き、制度に関する知識を深めていく必要がある。

○重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R6年度)	実施状況 (R5年度)	達成度 (R5年度)	達成度の根拠 (R5年度)	課 題 (R5年度)
① 防災活動における男女共同参画の推進	1 防災対策確立のための防災分野における女性の参画の拡大を図る。	総務課		嶺北消防組合消防本部と連携し、女性消防団員の加入を推進する。 ・現在：女性消防団員 5名	・あわら市消防団員 252名 内女性団員 5名 (令和4年度 団員 250名 内女性団員 5名) ・あわら市防災士の会会員 50名 内女性会員 14名 (令和4年度 会員 48名 内女性会員 13名)	B	・市防災士の会で女性防災士と女性消防団員が合同で行う訓練を実施するなど、女性防災士と女性消防団員が活躍できる機会を設けることができ、市防災士の会の女性会員が増員となったが、女性消防団員の増員には至らなかった。	・女性防災士や女性消防団員が活躍できる取組みを継続する。
	2 災害対策マニュアルの作成など防災の現場における男女共同参画を推進する。	総務課		指定避難所の開設訓練に際して、防災士の会の女性理事の視点や意見を取り入れながらレイアウトの考案を行う。 あわら市防災士の会における女性理事の登用に努める。 ・現在：女性理事 3名	・あわら市防災士の会に女性部会が設立され、女性の視点での指定避難所のレイアウトや災害時の備蓄についてのあり方を見直した。	A	・女性参画型の防災事業を実施するための基礎ができた。	・女性向けの防災訓練や学習会を実施する。
② 防犯活動における男女共同参画の推進	1 防犯活動など地域活動への多様な人々の参画を促進する。	総務課		女性防犯隊員の加入を促進する。 ・現在：女性防犯隊員 2名 安全安心まちづくり委員会における女性委員の登用に努める。 ・現在：女性委員 3名	・あわら市防犯隊員 101名 内女性隊員 2名 (令和4年度 隊員 101名 内女性団員 2名)	B	・女性防犯隊員の増員には至らなかった。	・女性防犯隊員増員のための取組みを継続する。
	2 地域における犯罪を防止するため、防犯パトロール等を行う。	総務課		夜間における青色防犯パトロールによる安全点検を実施し、性犯罪等の抑止に努める。	・女性防犯隊員による防犯パトロールへの参加	B	・女性隊員には防犯隊活動に積極的に参加いただくことができた。	・パトロールの継続